

貧困対策のための重点配置(1,400校・虐待対策のための重点配置(1,000校)、教育支援センターの機能強化(250箇所)、スパーバイザー1の配置(67人)がされるが、今後役割に期待が持てるスクールロイヤーは、一部の地方公共団体で取り入れられ、文部科学省も全国に300名を配置するとしていたが、予算措置がないことから、設置を文部科学省に求めていく。

また、いじめ防止のため道徳が重視され、道徳が正式な教科になり、小中学校は全面実施になっていることから、差別を「しない、させない、見逃さない」ことは最高の道徳だと思われるので、道徳も最大限に活用するように求めていく。

性同一性障害や性的指向・性自認(LGBT)に係る児童生徒については、既に、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」として、学校における支援の実例を上げたものをまとめているが、現場の教職員からより指導し易いものとの要望を受け、平成28年4月に教員向けとして「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」をまとめ、各学校に配布されているので、その実施状況や問題点を確認する。

一方、女性の権利については、平成13年10月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)によって、平成14年4月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成19年7月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めている。(令和元年10月1日現在、全国287施設で、その内市町村が設置する施設は114施設)

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成30年度は11万4,481件で、令和元年に警察が対応したのも8万2,207件で前年度より4,725件(前年比61%増)増え、加害者への指導や警告も前年より4,347件増の5万5,519件になり、検挙件数も前年より73件増の9,090件で、いずれも法施行後最多となっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成20年1月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けたおそれ大きい場合には、保護命令を発することができるようになったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたこと、平成26年の2,576件をピークに令和元年では前年の1,726件よりやや減少し1,663件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

なお「ストーカー規制法」による相談件数も令和元年では2万9,122件で、前年より2,644件減少しているが、つきまといなどを禁止する禁止命令は前年より2,181件増の13,755件になり、864件が検挙されている。

この「ストーカー規制法」は平成25年6月に改正され、電子メールを対象に加えることや禁止命令等を出すことができる公安委員会の処置が拡大され、国及び地方公共団体は民間の自主的な組織活動の支援のための体制整備に努めることも明記されたが、相談窓口すら設置していない市町村が多数存在することから、その体制整備を大阪府・各市区町村に求めている。

今後ともDVやストーカー被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター(一時避難所)が不足しているので早急に設置するよう各市区町村に求めていく。

また、民間シェルターは、平成27年には125あった運営団体が厳しい財政事情から、平成30年では107運営団体に減っていることから、新事業の費用を負担することで減少を抑えているが、大胆な財政支援を行うよう内閣府に求めていく。

平成27年の8月に成立し、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」は、女性の地位の向上のため従業員301名以上の企業、国や自治体に女性管理職の割合や採用比率などを数値目標にすることなど、取り組み内容を平成28年の4月1日までに、企業は行動計画を国や地方公共団体は推進計画を策定して公表することを義務付けるものであるが、市町村での推進計画の策定が遅れているので、策定していない市町村に対し、策定を要請していく。

なお、令和元年5月29日に改正案が成立したことで、これまでの従業員301名以上の企業が義務であった行動計画の策定が、令和4年4月からは101人以上以上義務になるので、対象企業に行動計画の策定を求めていく。

「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメント(性的言動)は防止の措置を講じることになっているが、平成28年3月に「均等法」が改正され、マトニティーハラスメント(出産・妊娠)も平成29年1月からは防止の措置を講じなければならないとなったが、令和元年5月29日には「女性活躍推進法」と「労働施策総合推進法」の改正案が成立したことで、パワハラ(上司

司などの優越的な関係を背景に、業務上必要な範囲を超えた言動で働く環境を害すること)も防止の措置を講じることになり、相談窓口の設置も求められることから、その設置を要請していく(301人以上の企業は令和2年6月1日施行、101人以上の企業は令和4年4月1日施行)。

また、政治の分野でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年の5月に成立しているため、今年の統一地方選挙から対象になることから、政党に女性の候補を増やすよう求めていく。

私どもも、女性の社会参加を促し、働きやすい環境づくりに努めていく。

1. 住環境整備

住環境整備については、府内の進捗状況はほぼ完了したと言つてよい。しかし各住宅の老朽化や若年世代の流出により、再スラム化が懸念されるため、将来を見越した総合的なまちづくりが要望されている。

今後は、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障がい者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、施行されているので、この「バリアフリー新法」(平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」)を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、空き家の集約を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用で混住化を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり総合計画」の策定を大阪府・各市区町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するために、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、大阪府・市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当然の間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眼にすることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障がいのある人もない人も利用し易い施設にするため、厚労省の改修補助を積極的に活用してバリアフリー化を進めていく。

堺市で取り組まれている「まちづくり」をモデル化し、各地区に普及するよう積極的に取り組んでいく。また、指定管理者制度を活用して活性化を図ることも考慮する。

2. 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特性をもっているため、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合にも、政府が中小・零細業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都府県も就労の斡旋ができるようになったこと、現在、様々な

雇用対策が実施されているので大阪府・各市区町村と連携を図り、未就労をなくしていく。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、大阪府・各市区町村と協議していく。

いづれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」の連携を深めていくと同時に、障がい者の雇用をも促進するため、法定雇用率(常用労働者が45人以上の民間企業は2.2%)を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施されているが、「部落差別解消法」の成立から、この2つの法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」の連携を深め、企業内の人権研修の充実を求めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、平成26年度からは所得制限(年収約910万円)が取り入れられ、国公私立を問わず、高校等の授業料の支援として、月額9,900円が就学支援金として支給される制度に変更され、私立高校の場合には、令和2年4月からは世帯の年収590万未満は39万6,000円が支給され実質無償化になる。

大学・短期大学の奨学金は、令和2年4月から新制度になり、授業料の免除・減額と給付が本格的に始まるが、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とし、をいづれも低所得世帯が対象になり、学力要件もある。

日本学生支援機構の貸与型の奨学金は、これまでと同様に学力要件がある第1種(無利息)と、学力要件がない第2種(利息付)とがあり、第2種の場合は毎月貸与する金額が、2万円・12万円(1万円刻み)と選択できるようになっているが、令和2年度予算要求では、有利子83万3千人(6万8千人増)、無利子51万8千人(4千6百人減)になっている。

なお、給付型奨学金は第1種の奨学金との併用が可能になっている。また、1種・2種の奨学金と合わせて、入学の時に必要な資金として、入学時特別増額貸与奨学金も、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円と、入学の時に必要な資金も借りることができる。

日本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン(日本政策金融公庫)は、利息が高いが350万円まで借りることができる。

また、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得世帯を対象に生活福祉資金貸付制度として教育支援金があり、就学支援金が50万円以内、教育支援金が大学で月額6万5千円以内、短期大学等で月額6万円以内を無利子で借りることができる。

これら奨学金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪府が実施している塾代補助である「教育パウチャー制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めているが、平成24年度

からは「所得連動返還型無利子奨学金制度」(第1種)が導入され、平成29年度からは「新たな所得連動返還型奨学金制度」(猶予年限特例)が導入されたが、これは第1種(無利子)の奨学金のみが対象で第2種(有利子)の奨学金は対象外なので、第2種(有利子)の奨学金も導入するよう要請していく。

また、「障がい者基本法」が改正され、インクルーシブ教育が明記され、また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されたことで、すべての学校でバリアフリー化が進み、車イスでも通学できるようになると思われるが、文部科学省により一層の促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され平成28年4月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の解決に繋げていく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵害事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵害事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対処するため、平成25年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものなどの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けないので、国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

最後に

私どもは、昨年からLGBT(性的指向と性自認)と性的マイノリティのそれぞれを頭文字で表す呼称を、Tのトランスジェンダー(心と体の性別に差がある人)とLGBTを分けてLGBTと表現しているのは、トイレルにしても制服にしてもLGBTの人達には何ら不都合はなく、配慮が必要なのはTの人達だけで、LGBTの人達は日常生活を営むことに何ら違いや不都合がないことで、一括りにするよりも分けて表現する方が分かり易いとの支持が多いからである。

ダイバーシティ(多様性)&インクルージョンと(包括)称し、国及び地方公共団体や企業での取り組みが進みつつあるが、大半の当事者はカミングアウトとは無縁な生活を営んでいるのが実情で、地方公共団体や企業での各種制度はカミングアウトが前提になっているが、同和問題と同じでカミングアウトをすれば好奇の目に晒され、差別や偏見に遭遇する可能性があるからカミングアウトする人は少ないと思われる。

私どもは、LGBT理解増進会が提唱するカミングアウトをしなくても当事者が何の障壁もなく社会生活が営める社会の実現が最も望ましいと考える。制度の拡充も必要だが、無理解からの差別・偏見をなくしていくことが最も必要であり、緊急を要するものであることから、一日も早く「LGBT理解増進法案」が成立し、LGBTを理解するための理解増進教育・啓発が全国に実施されるよう、LGBT理解増進会とともに、強力な運動を展開する。併せて、人権侵害の被害者を簡易迅速・柔軟に救済を図る目的の「人権委員会」の設置を中心とする新たな内容の「人権擁護法案」が成立できるように、自由同和会大阪府本部の総力を挙げて取り組み、運動に邁進していく事を誓い、令和2年度の運動方針とする。